

令和5年度

番組編成要領

令和5年4月

佐賀県競馬組合

目 次

	ページ
第1 趣旨	1
第2 定義	1
第3 入きゅう馬に関する事項	
・ 新規馬について	2
・ 在籍馬について	2
第4 番組編成に関する事項	
・ 1 格付	3～4
・ 2 レース編成	4～6
・ 3 制限事項	6
・ 4 2歳馬の番組編成	6～7
・ 5 負担重量	7～8
・ 6 出走馬の決定等	9
第5 競走に関する事項	
・ 1 競走	9
・ 2 出走馬の制限について	9～11
第6 調教師に関すること	12
第7 調教師補佐に関すること	12
第8 騎手に関すること	12
第9 勝馬確定後の失格及び着順変更があった場合の取扱い	12～13
第10 一般注意事項	13
令和5年度賞金及び諸手当	
・ 第1 賞金	14
・ 第2 諸手当	14～15
・ 第3 支給方法	15～16
別添 1 馬検査実施要領	17
別表 1 能力検査タイム表	18
別表 2 佐賀競馬場蹄鉄使用許可一覧	19
別表 3 佐賀競馬場使用許可補助具一覧	20
別添 2 覆面使用要領	21

令和5年度 番組編成要領

第1 趣旨

佐賀県競馬組合地方競馬実施条例実施規則（昭和52年規則第1号。以下「規則」という。）に基づき施行する競馬の番組の編成は、この要領に定めるところによる。

第2 定義

この要領における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）組合とは、「佐賀県競馬組合」をいう。
- （2）主催者とは、「佐賀競馬を施行する組合」をいう。
- （3）地全協とは、「地方競馬全国協会」をいう。
- （4）競馬会とは、「日本中央競馬会」をいう。
- （5）他主催者とは、地方競馬を施行する組合以外の主催者をいう。
- （6）馬登録とは、競馬法（昭和49年法律第71号以下「法」という。）第22条に定める地全協の馬の登録をいう。
- （7）出走馬とは、規則第23条に基づく競馬に出走する馬をいう。
- （8）新馬とは、新規に馬登録をし、競走経歴のない4歳以下の馬のことをいう。
- （9）未出走馬とは、上記（8）の新馬を除いた競走経歴のない馬をいう。
- （10）新規馬とは、上記（8）（9）以外の馬で佐賀競馬場に在籍して出走したことの無い馬で他の競馬場から移籍してきた馬をいう。
- （11）在籍馬とは、佐賀競馬場に入りゅうし出走した馬及び、出走後休養している馬をいう。
- （12）JRA認定競走とは、サラブレッド系2歳及び3歳の競走で競馬会が認定した競走をいう。
- （13）取得賞金とは、別に定めのない限り取得した1着から5着までの本賞金（付加賞を除く。）の合計額をいう。（レース編成にあつては、当該開催の番組編成日前日までの取得賞金額をいう。）
- （14）番組賞金とは、取得賞金を当要領に基づき計算し、得られた賞金の合計額をいう。
- （15）馬年齢は、出生した年を0歳とし、以降毎年1月1日をもって1歳加算した年齢をいう。
- （16）産地とは、出生地をいう。
- （17）馬検査とは、別添1「馬検査実施要領」に定める馬体検査及び能力検査（発走及び競走）をいう。
- （18）高齢馬とは、6歳以上の馬のことをいう。
- （19）期間の算定とは、その理由の生じた日から定められた期間の終わる日の直前の競馬の最終日までとする。ただし、第3の入きゅう馬に関する事項中の休養期間及び摘要中の実馬照合検査及び馬体検査（以下「馬体照合検査」という。）後の調教ゼッケンの借受日限については、除くものとする。

第3 入きゅう馬に関する事項

1. 佐賀競馬に新規馬として入きゅうする馬は、次の条件を具備したものでなければならない。

(1) 地方競馬出走経歴馬・競馬会出走経歴馬（競馬会登録抹消後地方競馬出走馬を含む。）

取得賞金額	出走経歴	年齢 品種	2歳・3歳・4歳・5歳	6歳以上
	地方・中央出走馬	サラブレッド系	0円以上 (未出走馬可)	0円以上
入きゅう条件	1. サラブレッド系であること。 2. 出走停止の処分を受けたことのない馬。ただし、馬体照合検査を受けた日において、出走停止処分日（初回のみ）から処分のない実出走3走以上の実績のある馬はこの限りではない。 （薬物陽性馬は、この限りではない。） 3. 視力が正常である馬。（1眼が失明している馬は不可。） 4. 外国の競走に出走したことのない馬。ただし、地全協及び競馬会の登録馬で外国の競馬に遠征出走した馬はこの限りでない。			
摘要	1. 検疫入きゅう検査（痼疾及び視力検査を含む。以下同じ。）に合格し、検疫を終えて入きゅうを許可された馬は、その日から3日以内に預託契約書（写）を提出し、調教ゼッケンの貸与を受けなければ出走資格をそう失する。 2. 検疫入きゅう検査を受けた日の翌日から、150日以内に出走しない馬は、出走資格をそう失する。 3. 競馬会出走経歴馬で地方競馬に登録がない馬（競馬会登録のみで未出走馬を含む。）は、競馬会の発行する競走成績証明書の原本又は写しを検疫入きゅう検査時まで提出しなければならない。ただし、出走申込前日までに原本を提出しないときは出走資格をそう失する。			
格付	第4. 1. (1) により行う。			

(2) 2歳馬・3歳馬・4歳馬

区分	新馬（競馬会登録のみで未出走馬を含む。）
入きゅう条件	(1) に同じ
摘要	1. 検疫入きゅう検査及び調教ゼッケンの借受については、(1) に同じ。 2. 競馬会出走経歴馬で地方競馬に登録がない馬（競馬会登録のみで未出走馬を含む。）は、競馬会の発行する競走成績証明書の原本又は写しを検疫入きゅう検査時まで提出しなければならない。ただし、出走申込前日までに原本を提出しないときは出走資格をそう失する。 3. 検疫入きゅう検査を受けた日の翌日から、150日以内に出走しない馬は、出走資格をそう失する。なお、2歳馬には適用しない。

2. 在籍馬

(1) 他場の交流競走等（競馬会を含む。）に出走して番組編成要領に定める制限事項に該当するに至ったときは、佐賀競馬で受けたものとみなし通算する。

第4 番組編成に関する事項

1 格付

(1) 区分

佐賀競馬に出走する馬の資格は番組賞金額により格付する。なお、番組賞金額の計算は、当該馬の初出走から通算した第1着から第5着までの本賞金（付加賞を除く。）の合計額とする。

級 別	A 級		B 級	C 級	
	A 1	A 2		C 1	C 2
番 組 賞金額	900万円以上	900万円未満 500万円以上	500万円未満 300万円以上	300万円未満 150万円以上	150万円未満
級 別	3 歳	2 歳			
番 組 賞金額	期間中 ※300万円未満	期間中			

※3歳期間中であっても番組賞金額が300万円を超えた場合は、(1)により編入する。（ただし、1月～3月を除く）

(2) 在籍馬の昇級

在籍馬が(1)の番組賞金額を超えたときは、次回競馬から当該馬は昇級させて格付するものとする。

(3) レース編成の方法

① 2歳馬

(イ) 初出走時は、概ね生年月日を基準として編成するものとする。

(ロ) 2走目以降は、番組賞金額を基準とし、未収得賞金額馬については、出走回数及び能力を勘案して編成するものとする。

② 3歳馬

(イ) 原則として番組賞金額を基礎とし、能力を勘案して編成するものとする。

(ロ) 3歳馬の競走は、概ね9月末日まで実施するものとする。ただし、競馬開催の日程、出走馬の状況等により編成が困難な場合は、実施期間を短縮するものとする。なお、その後の格付は、番組賞金を50%減額（3歳格終了の開催まで在籍し、かつ、出走した馬に限る）し、C1・C2級に編入する。

(ハ) 3歳期間中であっても番組賞金額が300万円を超えた場合は、(1)により編入する。（ただし、1月～3月を除く）

③ 4歳馬以上

原則として格付された級において、番組賞金額を基礎とし編成するものとする。

なお、A1級に格付けされた馬における次の(イ)～(ニ)の適用については、別に定める。

(イ) 4歳馬、5歳馬については、3歳馬の一般格付編入時（10月競馬）において、番組賞金額から各々50万円を減額して編成する。

(ロ) 高齢馬6歳馬については、6歳になった時点で2歳時の収得賞金額を全額減額して格付し編成する。

(ハ) 高齢馬7歳馬については、7歳になった時点で3歳時の収得賞金額を全額減額して格付し編成する。

(ニ) 高齢馬8歳馬については、8歳になった時点で4歳時の収得賞金額を全額減額して格付し編成する。

区分	在籍馬減額		新規馬（入厩時格付）減額	
	1 月	1 0 月	1 月～9 月 末 日	1 0 月～1 2 月
3 歳	—	50%減額	—	—
4 歳	—	50万円	—	50万円
5 歳	—	50万円	50万円	100万円
6 歳	2 歳 時	—	2 歳 時 + 100万円	2 歳 時 + 100万円
7 歳	3 歳 時	—	2・3 歳 時 + 100万円	2・3 歳 時 + 100万円
8 歳	4 歳 時	—	2・3・4 歳 時 + 100万円	2・3・4 歳 時 + 100万円
9 歳	—	—	2・3・4 歳 時 + 100万円	2・3・4 歳 時 + 100万円
10 歳 以上	—	—	2・3・4 歳 時 + 100万円	2・3・4 歳 時 + 100万円

④ A 1 格付馬の番組賞金額

(イ) A 1 格付馬の番組賞金額は、零から計算し通算する。

(ロ) 上記③ (イ) ～ (二) の賞金減額等を適用する。

⑤ 番組賞金額の減額措置

番組賞金として加算する額

(イ) 2 歳 3 歳の新規馬における競馬会主催及び海外での遠征競走の取得賞金…………… 6 0 %

4 歳以上の新規馬における競馬会主催及び海外での遠征競走の取得賞金…………… 3 0 %

(ロ) 4 歳以上の新規馬における佐賀競馬以外の地方競馬（他場所属での佐賀競馬出走時も含む）の取得賞金…………… 5 0 %

(ハ) 3 歳馬の古馬編入後における新規馬については、上記 (イ) (ロ) の 4 歳以上を適用する。

(二) J R A 認定競走

佐賀競馬場における J R A 認定競走（重賞競走含む）…………… 2 0 %

他場における J R A 認定競走…………… 5 0 %

(ホ) 令和 5 年度以降の 2 歳新馬戦…………… 2 0 %

(ヘ) 九州馬主協会及び九州軽種馬協会の協賛競走…………… 2 0 %

(ト) 当場の在籍馬が次の競走を除く重賞競走に出走したとき…………… 5 0 %

当場の在籍馬が佐賀記念、サマーチャンピオンに出走したとき…………… 1 0 %

当場の在籍馬が 2 歳・3 歳重賞に出走したとき…………… 2 0 %

(チ) 当場の在籍馬が他場（競馬会含む。）に出走したとき…………… 1 0 %

(リ) 当場の在籍馬が九州産重賞競走（霧島賞、たんぼぼ賞）及びそのステップ競走到出走したとき…………… 2 0 %

(ヌ) 佐賀競馬に在籍して出走経歴のある馬で、他場（競馬会含む。）に転出後の他場

（競馬会含む。）での取得賞金については、上記 (イ) (ロ) を適用する。

2 レース編成

(1) トライアル競走

① 1 2 頭編成を基本とし、番組賞金上位馬に希望投票馬を加えて編成する。

② 希望投票馬の頭数が 1 2 頭を超えた場合は前走 1 着馬を優先し、その他は番組賞金上位馬から編成する。

(2) 特別・特選競走

① 予備出走投票した馬のうち番組賞金上位馬に希望投票馬を加え、能力を参考にして選定する。各競走とも 1 2 頭編成を基本とし、1 0 頭に満たない場合にはその級の番組は編成しないか、または混合して編成する場合がある。

② 佐賀競馬場において前 3 走に取得賞金がない馬は、下位の競走に編成することがある。ただし、2 歳馬の特別競走には適用しない。

(3) 希望投票及び編成について・・・次の表のとおりとする。

番組賞金上位馬に希望投票馬を加えて編成する。ただし、希望投票馬が重賞競走・JRA条件交流競走(九州産馬限定競走含む)・佐賀デビュー馬限定競走に編成された場合は、その競走を優先する。

級別		A級特別 (1組)	A級特別 (2組)	B級特別 (1組)	B級特別 (2組)	C1級特選 (1組)	C1級特選 (2組)	C2級特選 (1組)	C2級特選 (2組)	3歳特別 (1組)	3歳特別 (2組)
距離		長距離	短距離	長距離	短距離	長距離	短距離	長距離	短距離	長距離	短距離
資格		A級、B級		B級、C1級、3歳格付		C1級、C2級		C2級		3歳格付	
編成方法		番組賞金上位馬に希望投票馬を加えて編成する。									
希望投票馬	出走希望投票の方法	当該競走の開催にかかる予備出走投票時において所定の様式に調教師が記入すること。									
	出走資格	A1、A2、B		B、C1、3歳格付		C1、C2		C2		3歳格付	
	欠格事項	B級・C1級・C2級及び3歳格付の馬が上級クラスに希望投票する場合、前3走において重賞・特別・特選競走での第1着がなければ希望投票できない。									
	出走枠	12頭 (ただし、上級クラスに希望投票できる頭数は3頭以内とする。なお、上級クラスへの希望投票馬が3頭を超えた場合は、前走1着馬を優先し、その他は番組賞金上位馬から編成する。)									
	編成方法	希望投票馬が12頭を超えた場合は、①前走1着馬 ②前3走に収得賞金がある馬 ③その他①②以外の番組賞金上位馬の順に編成する。									
備考		①佐賀競馬場において、前3走に収得賞金がない馬は下位の競走に編成することがある。ただし、2歳馬の特別競走には適用しない。 ②B級格付馬はA級の普通競走に希望投票できる。ただし編成頭数の都合により編成ができない場合は、自己条件で編成する。なお、希望投票馬の頭数が多数になった場合は前走1着馬を優先し、その他は番組賞金上位馬から編成する。また、希望投票馬の頭数が少数であった場合は ①希望投票馬 ②前3走に収得賞金がある番組賞金上位馬の順で編成する。 ③番組編成委員が定めた条件を満たす馬は、番組編成委員が指定した競走に希望投票することができる。									

(4) 重賞競走

※出走馬の条件・・・過去1年以内に出走し、かつ、次の条件を満たすこと。

重賞区分		対象競走	条件
古馬重賞	DG 地方交流	佐賀記念、サマーチャンピオン はがくれ大賞典、鳥栖大賞、ゴールドスプリント、佐賀ヴィーナスカップ、霧島賞	制限なし
	その他 古馬重賞	中島記念、吉野ヶ里記念、九州大賞典、佐賀スプリングカップ、佐賀がばいダッシュ、佐賀王冠賞、九州チャンピオンシップ、佐賀オータムスプリント、ウインターチャンピオン、九州クラウン	①佐賀転入後1走以上 ② ①を満たさず希望投票により出走した場合は、以後佐賀所属として5走以上しなければ他場への転出は認めないものとする。
2歳・3歳重賞	3歳三冠重賞	佐賀皐月賞、九州ダービー栄城賞 ロータスクラウン賞	佐賀転入後2走以上
	その他 3歳重賞	ル・プランタン賞、佐賀ユースカップ、飛燕賞、花吹雪賞、佐賀若駒賞、たんぼぼ賞、西日本ダービー	佐賀転入後1走以上 ※西日本ダービー、佐賀若駒賞は佐賀デビュー馬限定
	2歳重賞	ネクストスター佐賀、フォーマルハウト賞 九州ジュニアチャンピオン、カペラ賞	佐賀転入後1走以上 ※ネクストスター佐賀はJRA所属として出走歴のある馬及び他場同一競走の勝馬は出走不可 ※九州ジュニアチャンピオンは佐賀デビュー馬限定

※希望投票馬の条件・・・各重賞競走の条件に適合している馬。

- ・ 2歳オープン競走 2歳馬
- ・ 3歳オープン競走 3歳馬
- ・ 古馬オープン競走 A級馬（B級以下の馬で前3走において重賞・特別・特選競走の1着がある馬）

※希望投票馬の出走枠

- ・ 2歳オープン競走 12頭以内
- ・ 3歳オープン競走 12頭以内
- ・ 古馬オープン競走 12頭以内（ただし、B級以下の希望投票馬は2頭以内。）

※編成方法

- ・ 2歳JRA認定競走 ①優先出走権付与馬 ②希望投票馬（未勝利馬を除く） ③勝利数上位馬 ④総取得賞金上位馬の順に編成する。
- ・ 2歳オープン競走 ①優先出走権付与馬 ②希望投票馬 ③番組賞金上位馬の順で編成する。
- ・ 3歳オープン競走 ①優先出走権付与馬 ②希望投票馬 ③番組賞金上位馬の順で編成する。
- ・ 古馬オープン競走 ①優先出走権付与馬 ②希望投票馬で前3走において重賞・特別・特選競走の1着がある馬 ③希望投票馬で前3走において取得賞金がある馬 ④その他の希望投票馬 ⑤番組賞金上位馬の順で編成する。（ダートグレード競走、中島記念を除く。）

3 制限事項

（1）出走申込時における拒否

- ①開催第1日の前日までに年齢が満2歳に満たない馬。
- ②出走停止の処分を受けて、その期間が開催第1日の前日までに終了していない馬。
- ③出走制限を受けた馬で、その期間が開催第1日の前日までに終了していない馬。
- ④去勢（せん）馬については、出走申込の前日までに馬登録事項変更届を提出していない馬。
- ⑤能力検査及び発走検査の受検対象馬で、合格していない馬。
- ⑥出走申込日の前日までに競技外検査の結果が判明していない馬。

※競技外検査の対象馬は、入きゅう検疫馬のうち、検疫日において最終出走日から4ヶ月以上経過している新規馬及び退きゅう後4ヶ月以上休養し、再入きゅうした馬とする。

- ⑦その他競走の公正を害するおそれのある馬。

4 2歳馬の番組編成

（1）実施期日（開催）

令和5年4月1日（第1回競馬）から実施する。

（2）新馬戦

- ①新馬戦は、距離900m・1,300mで実施する。また、新馬が出走する普通競走は第9回競馬まで900m、第10回競馬以降は900mまたは1,300mで実施する。

（3）普通競走

- ①第1回競馬から第17回競馬まで、距離900m・1,300m・1,400mで実施する。

（4）特別競走

- ①第8回競馬から距離1,300m・1,400mで実施する。

(5) 能力検査

①距離900mで実施する。

(6) 番組編成

予備出走投票の頭数により次のとおり編成する。

①特別・普通競走

a 6頭未満……………編成しない（諸手当は支給しない。）

b 6頭以上……………編成するが、出走投票の結果、4頭以下となったときは、不成立とし、他の競走に振り分けて再度、出走投票を受け付ける。なお、振り分けるべき競走がなく、出走することができない場合は、馬主に対し、出走手当の1/2相当額を支給する。

②優良2歳馬導入促進事業（付加賞）対象競走

a 7頭未満……………編成しない（諸手当は支給しない。）

b 7頭以上……………編成するが、出走投票の結果、5頭以下となったときは、不成立とし、他の競走に振り分けて再度、出走投票を受け付ける。なお、振り分けるべき競走がなく、出走することができない場合は、馬主に対し、出走手当の1/2相当額を支給する。

(7) JRA認定競走

別に定める。

(8) 優良2歳馬導入促進事業（付加賞）対象競走

別に定める。

5 負担重量

負担重量は次のとおりとする。

(1) 2歳馬の負担重量

①定量とする。【牡・せん 55kg、牝 54kg】

②2歳特別競走の勝馬（同着の場合は除く。）が、次回競馬以降同一格（2歳）の特別競走に出走する場合は、2勝ごとにそのとき負担した重量に1kgを加算するものとする。（佐賀デビュー馬限定競走を除く）ただし、加増できる負担重量の限度は2kgまでとし、年明け（3歳）は定量に戻るものとする。

③当該開催の番組編成日以降に他場で出走し第1着となった馬は、編成時の負担重量に1kgを加増する。

(2) 3歳馬の負担重量

①定量とする。【牡・せん 56kg、牝 54kg】

②3歳特別競走の勝馬（同着の場合は除く。）が、次回競馬以降同一格（3歳）の特別競走に出走する場合は、2勝ごとにそのとき負担した重量に1kgを加算するものとする。（トライアル競走及び佐賀デビュー馬限定競走を除く）ただし、加増できる負担重量の限度は2kgまでとし、次年度は定量に戻るものとする。

③当該開催の番組編成日以降に他場で出走し第1着となった馬は、編成時の負担重量に1kgを加増する。

(3) B級・C級の負担重量

①定量とする。【牡・せん 56kg、牝 54kg】

②B級特別競走の勝馬（同着の場合は除く。）が、次回競馬以降同一級（B級）の特別競走に出走する場合は、2勝ごとにそのとき負担した重量に1kgを加算するものとする。

ただし、加増できる負担重量の限度は2kgまでとし、次年度は定量に戻るものとする。なお、第4の1.（3）.②③に規定する減額措置に該当する馬については、馬齢重量①に戻るものとする。

（減額賞金額がゼロの馬についても同様とする。）

③当該開催の番組編成日以降に他場で出走し第1着となった馬は、編成時の負担重量に1kgを加増する。

(4) A級馬の負担重量(新規・在籍馬とも同じ取扱いとする。)

①A2級馬の負担重量【牡・せん 56kg、牝 54kg】

②A1級馬の負担重量【牡・せん 56kg、牝 54kg】

③A1級馬は、年度内の佐賀競馬場におけるA級特別競走(トライアル競走を除く)の勝利数(同着を除く)により次のとおり定める。ただし、次年度はA1格付最初の負担重量に戻るものとする。なお、第4の1.(3)②③に規定する減額措置に該当する馬については、馬齢重量②に戻るものとする。

勝利数	2勝まで	3勝から 5勝まで	6勝以上
負担重量	A1格付最初の負担重量	1kg増	2kg増

④当該開催の番組編成日以降に他場で出走し、第1着となった馬は、編成時の負担重量に1kgを加増する。

(5) 混合競走の負担重量

混合競走の負担重量は、下表のとおりとする。(牝馬2kg減)

・サラブレッド系

単位: kg

格付								A1	A2	B	C1	C2	3歳
基礎重量								持ち重量	56	56	56	56	56
混合競走	A1	A2						持ち重量	(-1) 55				
	A1	A2	B					持ち重量	(-1) 55	(-2) 54			
		A2	B						56	(-1) 55			
			B	C1		3歳				56	(-1) 55		(-1) 55
				C1	C2						56	(-1) 55	

※()内は増減重量

(6) 重賞競走・トライアル競走及び条件馬交流競走における負担重量については別に定めるとおりとする。

(7) 減量騎手

①当該所属騎手の経験年数による負担重量の軽減は次のとおりとする。

負担重量	記号	勝利度数		期 間
		男性	女性	
4kg減	★	—	通算50勝以下 (51勝した開催まで)	騎手免許を受けている期間を通算した期間が5年未満。 ただし、女性騎手は5年を経過しても2kg減とする。
3kg減	▲	通算30勝以下 (31勝した開催まで)	通算51勝以上 通算100勝以下 (101勝した開催まで)	
2kg減	△	通算31勝以上 通算50勝以下 (51勝した開催まで)	—	
2kg減	◇	—	通算101勝以上 (101勝した次の開催から)	
1kg減	☆	通算51勝以上 通算100勝以下 (101勝した開催まで)		

②重賞競走に騎乗する場合は、上記①は適用しない。(女性騎手も含む)ただし、中島記念を除く。

③新規免許取得日から2年を経過した騎手、もしくは51勝し1kg減量の適用となった騎手は、申請により減量を解除することができる。ただし、減量解除後の再適用は認めない。

6 出走馬の決定等

(1) 出走可能頭数

出走可能頭数は12頭とする。

(2) 決定方法

出走可能頭数を超過して出走投票がある場合には、抽選のうえ12頭に制限する。なお、馬番号の決定は、番組編成委員がこれを決定するものとする。

(3) 競走の取り止めまたは変更について

- ① 1 競走の出走投票頭数が4頭以下の場合は、その競走を取り止めるかまたは他の競走に組み替えることがある。
- ② 出走頭数、その他の都合により競走番組を変更することがある。

第5 競走に関する事項

1 競走

(1) 種類 サラブレッド系の平地競走とする。

(2) 距離 次に掲げる区分により競走を行う。

区 分	競 走 距 離
2 歳	900m～1,800m
3 歳以上	900m～2,500m

2 出走馬の制限について

(1) 申込拒否について

次の各号の一に該当する馬は、その後の出走申込は受付けない

- ① 発走癖による出走停止処分を他場を含め通算2回受けた場合、または、競走癖による出走停止処分を他場を含め通算2回受けた場合。（その状況により初回でも、拒否することがある。）
- ② 異種の出走停止処分であっても他場を含め通算3回になった馬。
- ③ 民事執行法の規定による差押えを受けている馬及び民事保全法の規定による仮差押えを受けている馬。
- ④ 出走すべき馬の確定後、出走取消となった馬は診断日数が馬体検査の前日までに満了していなければ、出走申込を受け付けない。
- ⑤ 出走すべき馬の確定後、競走除外となった馬は次回競馬の1開催は出走申込を拒否する。
ただし、次に該当する馬については、この限りではない。
なお、馬検査実施要領に基づき指定された馬は、馬検査を受けなければならない。
(イ) 装鞍所引付時刻に遅刻し、競走除外となった馬。
(ロ) 準備運動中に放馬し競走除外となった馬で、獣医委員の診断書の提出がされない馬。
(ハ) 装鞍所引付け後から発走合図までの間に他馬との接触が原因で馬体に故障を生じ、競走除外となった馬で開催執務委員が被害馬と認めた馬。
- (ニ) 装鞍所集合後から発走までに落鉄し、再装着することができず競走除外となった馬。
- ⑥ 競走による傷害のため、獣医委員の診断を受けた馬については、次回競馬の出走申込は受付けない。
なお、その後の出走申込については、獣医委員が提出した診断書の診断日数が開催第1日の前日までに満了していなければならない。（鼻出血馬を除く。）
また、レントゲン申請により骨折等が判明した馬については、獣医委員が提出した診断書の診断日数が開催第1日の前日までに満了していなければ出走申込を受付けない。
- ⑦ 競走中に鼻出血を発症した馬は、指定された制限期間が開催第1日の前日までに満了していなければ、出走申込を受付けない。

（２）予備出走投票後の取扱い

①予備出走投票した馬の所属きゅう舎の変更は認めない。（馬主変更については、番組編成日の前日、または、中、後半発表の前日までに変更申請された馬に限り変更を認める。）

②予備出走投票した馬は、番組編成委員へ届け出をしなければ他場への転出は認めない。

（３）出走制限について

①鼻出血を発症した馬は期間を定めて出走を制限する。

②各競走において到達順位が１着及び２着（同着を含む）の馬及び裁決委員が指定した馬については、理化学検査を受けなければならない。ただし、１０頭以下となった場合は、１着及び２着の馬について実施する。なお、検査の結果、陽性馬と判明した馬は期間を定めて出走を停止する。出走停止期間経過後の出走においては、出走申込までに（能力検査が必要となる場合は能力検査前日までに）管理調教師が競走馬理化学研究所で自主検査を受け、陰性の旨の証明書を提出しなければならない。また、アナボリックステロイドが検出され出走停止処分を受けた馬は、出走の日から起算して１８０日間は競走に出走できない。ただし、出走停止期間経過後に管理調教師が競走馬理化学研究所で自主検査を受け、アナボリックステロイドが残留していない旨の証明書を提出した場合、出走申込及び能力検査の受検を認める。なお、禁止薬物陽性馬発生に伴い、管理調教師が管理する他馬の出走のために、薬物検査が必要となる場合は、管理調教師が競走馬理化学研究所の自主検査を受け、陰性が確認されるまで出走することはできない。自主検査に係る経費は自己負担とする。

③規制薬物の影響下にある期間内の競走に出走させようとしていることが判明した場合、当該馬をその競走から除外する。また、規制薬物の影響下にある期間内の競走に出走させようとしていることが判明して出走取消又は競走除外となった馬については、検出された薬物の検出期間が経過するまで、出走を制限する。なお、検出された薬物の検出期間が明らかでない場合は、治療状況等を調査し、必要があると認めた時は出走を制限する。

④制限タイム以上を要した馬は、次回競馬の１開催は出走申込を拒否する。なお、２回連続で制限タイムを要した馬は能力検査を受けなければならない。

⑤再検を命じられた馬は、次回競馬の１開催は出走申込を拒否する。なお、その後の最初の出走申込をする場合は、能力検査を受けなければならない。

⑥能力検査において上がり跛行した馬は、その開催の馬体検査を受け、合格しなければ、その開催の出走はできない。なお、鼻出血を発症した馬は、期間を定めて出走を制限する。

⑦次の各項に該当する馬は、能力検査を受け、合格しなければ出走できない。

- ・新馬（新馬及び未出走馬については、能力検査申込日までに発走調教を２回受けなければならない。ただし、他場での能力検査合格馬（この場合、他場での能力検査について主催者が発行する証明書を能力検査申込締切日までに提出すること。）は、発走調教を１回免除する。）

- ・新規馬（最終出走日の翌日から出走申込日までの期間が１２０日を超える馬、及び最終出走から前３走以内で再検査を命じられた馬）

- ・在籍馬で１年以上出走していない馬。ただし、最終出走日の翌日から次に出走する開催初日までの期間が１年以内の場合を除く。

- ・他場へ転出後１走以上し、再入きゅうした馬。

（最終出走日の翌日から出走申込日までの期間が１２０日を超える馬、及び最終出走から前３走以内で再検査を命じられ佐賀競馬の能力検査に合格していない馬）

- ・能力検査または発走検査合格後、５開催以上出走していない馬。

ただし、２歳期間中に限り、２歳新馬の能力検査合格馬はこの限りではない。

なお、２歳新馬の能力検査合格馬で、能力検査合格後、５開催以上出走していない３歳馬は、能力検査を受け、合格しなければ出走できない。

- ・再検査を命じられた馬。

- ・出走停止の処分を受けた馬。

⑧次の各項に該当する馬は、⑦の能力検査のうち競走検査を免除する。ただし、次に該当する馬は出走申込前日までの発走検査を受験し合格しなければ出走できない。

- ・新規馬（最終出走日の翌日から出走申込日までの期間が120日以内の馬。ただし、最終出走から前3走以内で再検査を命じられていない馬）
- ・他場へ転出後1走以上し、再入きゅうした馬。

（最終出走日の翌日から出走申込日までの期間が120日以内の馬。ただし、最終出走から前3走以内で再検査を命じられ佐賀競馬の能力検査に合格している馬）

⑨能力検査タイムは別表1のとおりとする。

⑩制限タイム

1,700m未満の競走における制限タイムは、当該競走の第5着馬の競走に要したタイムより3.5秒を超えて、又1,700m以上の競走における制限タイムは、5.0秒を超えて決勝線に到達したときとする。ただし、重賞競走、JRA条件交流競走、九州産馬限定競走、佐賀デビュー馬限定競走、JRA認定競走の他、番組編成委員が指定した競走や、裁決委員がやむを得ないと認めたとき、格付けが異なった競走（オープン競走を含む）及び初出走馬はこの限りではない。

⑪出走停止馬の取扱い

調教不十分で出走停止の処分を受けた馬は、能力検査を行う。

この検査に合格後、初回の競走には受検時に騎乗した騎手が騎乗しなければならない。ただし、当該騎手が病気または、事故等により騎乗できない場合はこの限りではない。

（4）蹄鉄について

①競走に使用できる蹄鉄の種類は、別表2「佐賀競馬場蹄鉄使用許可一覧」のとおりとする。

②跣蹄（はだし）で出走することはできない。ただし、装鞍所集合後から発走までに落鉄し、再装着ができない馬で、裁決委員が認めたときはこの限りではない。

③鉄板、鉄橋を使用する場合は、肢蹄保護申請書を馬場管理委員に提出し、その許可を受けること。

④特殊加工蹄鉄（通常勝負蹄鉄）を使用し、出走することはできない。

（5）補助具について

①競走に使用できる補助具については、別表3「佐賀競馬場使用許可補助具一覧」のとおりとする。

②補助具一覧に掲載されていない補助具については出走申込日までに馬場管理委員に届け出てその許可を受けること。

（6）覆面について

①覆面の使用については、別添2「覆面使用要領」のとおりとする。

②交流競走において覆面を使用する場合、所属場において覆面の使用実績のない馬は認めない。

（7）他場での処分の適用について

①他場で騎乗停止処分を科されたときは、その処分該当日は騎乗できない。

②他場で賞典停止処分を科されたときは、その処分該当日の賞典は支給しない。

③他場で規則第67条第2号に該当し、指定された期日までに賞金等を返還しなかった馬主の所有馬及び既に出走申込が済んでいる場合はその事実が明らかとなった時点で出走資格を失う。

第6 調教師に関すること

- (1) 調教師は馬主の代理人として、出走申込、出走投票その他金品受領に関し一切の権限を受けたものとする。
- (2) 訓示会においては、指定された日、場所、時刻までに集合しなければならない。

第7 調教師補佐に関すること

- (1) 訓示会においては、指定された日、場所、時刻までに集合しなければならない。

第8 騎手に関すること

- (1) 1日の騎乗の上限は8回とする。ただし、佐賀県競馬組合開催執務委員長が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 他場所属騎手の騎乗回数は、1日4回以内とする。ただし、期間限定騎手及び研修騎手については、この騎乗制限はしない。なお、騎手招待競走については別に定める。
- (3) 負担重量の超過は認めない。
- (4) 騎乗停止処分決定の日の翌日以降に騎乗予定があり、当該騎乗予定の競走についてすでに出走すべき馬が確定している場合、騎乗停止の起算日は当該騎乗予定日の翌日以降とし、当該騎乗予定の競走には騎乗できるものとする。
- (5) 他場で騎乗停止処分を科されたときは、その処分該当日は騎乗できない。
- (6) 訓示会においては、指定された日、場所、時刻までに集合しなければならない。
- (7) 次の時間までに騎手調整ルームに入室しなければならない。

	ナイター開催時(厩舎団地外居住者)	その他開催時(厩舎団地外居住者)
開催前日	20:30 (19:30)	20:30 (19:30)
開催日	23:00 (23:00)	22:00 (22:00)

第9 勝馬確定後の失格及び着順変更があった場合の取扱い

(1) 競走成績

当該競走の成績は、変更後の着順(同着頭数の変更を含む。以下同じ。)により取扱うものとする。
なお、勝馬確定後に失格となった馬又は着順が変更された馬が、当該競走の行われた日の翌日から着順が変更されるまでの間に出走した競走の成績は変更しない。

(2) 格付又は番組賞金の取扱い

格付又は番組賞金は(1)の変更後の競走成績に基づいて改めて定めるものとする。ただし、勝馬確定後に失格となった馬又は着順を変更された馬が、当該変更がある前に、既に直近の開催の競走につき馬検査終了後出走する資格がある馬として公表されている場合は、当該開催に関する格付又は番組賞金は、変更前の格付又は番組賞金により取扱うものとする。この場合において、(1)の変更後の競走成績に基づく格付又は番組賞金は、次回競馬から適用する。

(3) 賞金等の返還及び交付

①賞金諸手当(以下「賞金」という。)

- (ア) 当該競走の賞金は、(1)の変更後の競走成績に基づいて交付する。
- (イ) 既に勝馬確定後に失格となった馬に係る賞金を受領している者は、佐賀県競馬組合管理者(以下「管理者」という。)が指定する期日までに当該賞金を返還しなければならない。
- (ウ) 着順が変更された馬に係る賞金は、既に交付した賞金の額と(1)変更後の競走成績に基づく賞金の額との差額を交付する。

②賞状・賞品

- (ア) 当該競走の賞状・賞品は、(1)の変更後の競走成績に基づいて交付する。
- (イ) 既に勝馬確定後に失格となった馬に係る賞状・賞品を受領している者は、管理者が指定する期日までに当該賞状・賞品を返還しなければならない。
- (ウ) 着順が変更された馬にかかる賞状・賞品は既に交付した賞金の額と(1)の変更後の競走成績に基づいて交付するものと異なる場合は、既に交付した賞状・賞品を返還させるものとし、その後改めて変更後の競走成績に基づく賞状・賞品を交付するものとする。

第10 一般注意事項

- (1) 馬主、調教師、調教師補佐、騎手が諸手続きに虚偽の記載をして申請したものを主催者が発見した場合は、申込を拒否する。なお、後日発見した場合は既に交付した賞金を、その他諸手当は全額返納させる。
- (2) 馬主は主催者に対し全責任を負うもので競馬法及び佐賀県競馬組合地方競馬実施条例同規則その他諸規定を知らない故をもって責任を免れることはできない。
- (3) 競馬を中止し、又は延期した場合等に要した経費は馬主の負担とする。

この要領に定めるものの他、競馬の開催に必要な事項については管理者が別に定める。

令和5年度賞金及び諸手当

第1 賞金

(1) 本賞金

出走馬のうち第1着から第5着の馬主に対し競馬番組で定める額を支給する。なお、同着の場合の支給方法は、同着となった馬の頭数に相当する着順までの賞金総額を同着頭数で等分した額を支給する。

(2) 着外賞

競馬番組で定める額を支給し、進上金の対象とする。

(3) 副賞

重賞、特別競走の第1着馬に授与する。なお、同着の場合にはそれぞれに交付する。ただし、それぞれに交付できない場合は、抽選により交付する。

(4) 失格及び競走中止となった馬には、その競走の賞金は支給しない。

第2 諸手当

(1) 出走馬手当

馬主に対し、下記のとおり支給する。

① 1走馬……1頭当り

・ダートグレード競走 120,000円

・重賞競走 110,000円

・特別・特選・普通競走	A級	97,000円
(準重賞競走含む)	B級	87,000円
	C級	80,000円
	3歳	87,000円
	2歳	87,000円

② 2走馬……1頭当り 48,000円

③ 佐賀デビュー馬出走加算金……1走につき 10,000円

※2歳時に佐賀でデビューした馬に支給する。

※3歳古馬編入前の開催までとする。

※2歳時佐賀デビュー馬で他場へ移籍し他場所属として出走した馬は移籍馬とみなす。

④ 距離手当……1走につき 5,000円

(距離1,700m以上の競走に出走した場合に支給する。)

(2) 入着付加賞

調教師、調教師補佐(担当馬)、騎手、きゅう務員に対して次のとおり支給する。ただし、戒告以上の処分を受けた場合には支給しない。なお、同着の場合の支給方法は、本賞金の支給方法に準じる。

種 類	第1着	第2着	第3着
重賞競走	10,000円	7,000円	4,000円
特別(準重賞)競走	5,000円	3,500円	2,000円
特選・普通競走	2,000円	1,500円	1,000円

(3) 調教管理手当

調教師に対し出走させた管理馬1頭につき9,500円を支給する。ただし、戒告以上の処分を受けた場合は支給しない。

(4) 夜間管理奨励金

発走時刻が19時を超える競走に出走させた調教師に対し、管理馬1頭につき2,000円を支給する。ただし、戒告以上の処分を受けた場合は支給しない。

(5) 調教師補佐手当

所定の届出をした調教師補佐に対して担当馬出走1頭につき9,500円を支給する。ただし、本人が戒告以上の処分を受けた場合は支給しない。

(6) 夜間補佐奨励金

発走時刻が19時を超える競走に所定の届出をした調教師補佐に対し、担当馬出走1頭につき2,000円を支給する。ただし、本人が戒告以上の処分を受けた場合は支給しない。

(7) 騎乗手当

騎手に対し1騎乗につき9,000円を支給する。ただし、戒告以上の処分を受けた場合、または競走除外となった場合はその競走の騎乗手当は支給しない。

(8) 夜間騎乗奨励金

発走時刻が19時を超える競走に騎乗する騎手に対し、1騎乗につき2,000円を支給する。ただし、戒告以上の処分を受けた場合、または競走除外となった場合はその競走の夜間騎乗奨励金は支給しない。

(9) 騎手調整ルーム入室手当

- ①佐賀競馬に騎乗申込した佐賀競馬所属騎手が、1開催当たり1回以上騎乗し、調整ルームに入室した場合、1開催あたり下記のとおり支給する。(期間限定騎手も含む)

開催日数	手当額(1開催当たり)
4日制	28,000円
5日制	35,000円
6日制	42,000円

- ②天災地変その他主催者の責めに帰す事ができない理由により、予定された一日の全ての競走を中止した場合等は、その日数分は支給しない。

(10) きゅう務員引馬手当

所定の届出をしたきゅう務員に対して出走馬1頭につき9,000円を支給する。ただし、本人が戒告以上の処分を受けた場合は支給しない。

(11) 夜間厩務奨励金

発走時刻が19時を超える競走に所定の届出をしたきゅう務員に対し、出走馬1頭につき2,000円を支給する。ただし、本人が戒告以上の処分を受けた場合は支給しない。

(12) 調教師奨励賞

騎手育成促進事業対象競走出走馬の管理調教師に対し、出走させた管理馬1頭につき500円を支給する。ただし、本人が戒告以上の処分を受けた場合は支給しない。

(13) 特別調教師奨励賞

女性騎手騎乗馬の管理調教師に対し、出走させた管理馬1頭につき500円を支給する。ただし、本人が戒告以上の処分を受けた場合は支給しない。

(14) レコード賞

各距離の1着馬(同着を含む。)で記録を更新した馬の馬主、調教師、調教師補佐(担当馬)、騎手、きゅう務員に各々10,000円を支給する。ただし、失格となった場合は支給しない。

第3 支給方法

賞金及び諸手当の支給方法は、「佐賀県競馬組合賞金及び諸手当支給要綱」の定めるところによる。

- (1) 賞金の80%及び諸手当は、銀行口座振替により直接馬主に支払い、賞金の15%は調教師に、賞金の5%は騎手に銀行口座振替により直接それぞれ支払う。ただし、出走手当については佐賀県馬主会及び佐賀県調騎会の申し合せにより支払方法を変更して支給することがある。

- (2) 調教師及び騎手に支払うべき諸手当等は、銀行口座振替により支払う。
- (3) 調教師補佐に支給すべき諸手当等については、調教師補佐から委任を受けた調教師が代理受領し、各調教師補佐に支払う。
- (4) きゅう務員に支給すべき諸手当等については、きゅう務員から委任を受けた調教師が代理受領し、各きゅう務員に支払う。

(5) その他

①賞典停止

調教師、調教師補佐(担当馬)およびきゅう務員が賞典停止の処分を受けたときは、その停止期間中は、下記の手当等は支給しない。

(ア) 調教師……入着付加賞、調教管理手当、夜間管理奨励金

(イ) 調教師補佐……入着付加賞、調教師補佐手当、夜間補佐奨励金(担当馬、臨場業務受託時及び臨場業務以外で処分を科された場合)

(ウ) きゅう務員……入着付加賞、引馬手当、夜間厩務奨励金

②抽選休となった馬には、馬主に対し出走馬手当相当額を、調教師に対し調教管理手当相当額を、調教師補佐に対し、調教師補佐手当(担当馬)相当額を、きゅう務員に対し引馬手当相当額を支給する。

(戒告以上の処分を受けている場合は、支給しない。)

③次の場合には、次に定める手当等を支給する。

(ア) 本馬場入場の時期までに騎手が事故又は疾病のため騎乗することができない場合であって騎手の変更ができず競走除外となった馬については、当該競走の4着賞金相当額、出走馬手当相当額、調教管理手当相当額、調教師補佐手当相当額、引馬手当相当額を支給する。

(イ) 他馬の影響により競走除外となった場合は、次のとおり支給する。

馬主：出走手当相当額(装鞍所引付以降)

調教師：管理手当相当額(装鞍所引付以降)

調教師補佐：調教師補佐手当相当額(装鞍所引付以降)

騎手：騎乗手当相当額(馬場入場以降)

きゅう務員：引馬手当相当額(装鞍所引付以降)

(ウ) 6頭以下の競走について

出走馬の確定時において6頭以下となった競走については、5着賞金は支給しない。

なお、4頭以下となった競走については、その競走を取止めるかまたは、他の競走に組み替えることが、できるものとする。他の競走への組替ができないときには、馬主に対し出走馬手当相当額を、調教師に対し調教管理手当相当額を、調教師補佐に対し調教師補佐手当相当額を、きゅう務員に対し引馬手当相当額を支給する。(戒告以上の処分を受けている場合は、支給しない。)

(エ) 競走不成立について

発走後、不成立になった競走については、当該競走の4着賞金相当額、出走馬手当相当額、調教管理手当相当額、調教師補佐手当(担当馬)相当額、騎乗手当相当額、引馬手当相当額を支給する。

ただし、重賞競走、特別競走、JRA条件交流競走(九州産馬限定も含む)及びJRA認定競走については、当該競走の5着賞金相当額、出走馬手当相当額、調教管理手当相当額、調教師補佐手当(担当馬)相当額、騎乗手当相当額、引馬手当相当額を支給する。(戒告以上の処分を受けている場合は、支給しない。)

(オ) 競走の取止めについて

天災地変その他主催者の責めに帰す事がない理由により、第1競走の装鞍所引付時刻を過ぎてその後の競走を取止め、振替えることができない場合は、本馬場入場前であれば、当該レース及びその後の1競走・また、本馬場入場後であればすでに本馬場入場している馬及び、その後の2競走の出走馬の関係者に対し、出走手当相当額、調教師補佐手当(担当馬)相当額、引馬手当相当額を支給する。

また、すでに本馬場入場している馬の関係者については、調教管理手当相当額、騎乗手当相当額も併せて支給する。なお、それ以降の競走については支給しない。

馬 検 査 実 施 要 領

第 1 検査の目的

佐賀競馬に出走申込した馬の痼疾や、既往症等の状況を把握し、その馬が申込した開催に健康状態が出走可能であるか否かを検査し、公正競馬の確保に努める事を目的とする。

第 2 馬検査の方法

佐賀競馬の獣医委員により次の方法で検査する。

- (1) 外貌検査
- (2) 触診検査
- (3) 歩様検査 (常歩及び速歩による)
- (4) その他獣医委員が必要とする検査

第 3 馬検査の対象馬

次の馬は馬検査を受けなければならない。

- (1) 能力検査受検馬
- (2) 出走取消馬
 - ① 診断日数満了直後に出走申込可能となる開催に出走申込をした馬。
- (3) 競走除外馬
 - ① 診断日数満了直後に出走申込可能となる開催に出走申込をした馬。
- (4) 跛行等の馬体異状馬 (競走中及び能力検査中)
- (5) 診断馬
 - ① 馬診療所の診断を受けた馬のうち、診断日数満了直後に出走申込可能となる開催に出走申込をした馬。(鼻出血馬を除く)
 - ② レントゲン申請直後に出走申込可能となる開催に出走申込をした馬。
 - ③ レントゲン申請により骨折等が判明した馬で、診断日数満了直後に出走申込可能となる開催に出走申込をした馬。
- (6) 2走希望馬で、1走目に跛行等の馬体異状を呈した馬
- (7) その他、獣医委員が必要と認め、指定した馬

第 4 馬検査の実施

馬検査は、佐賀競馬番組「8. 馬検査」に指定された日時のほか、獣医委員が特に指定した日時に調教師立会のうえ実施する。

(別表 1)

能力検査タイム

	番組賞金	1, 400m	1, 300m	900m
3 歳 馬 以 上	900万円以上	1分35秒0	(1分28秒0)	
	900万円未満 500万円以上	1分36秒0	(1分29秒0)	
	500万円未満 300万円以上	1分37秒0	(1分30秒0)	
	300万円未満 150万円以上	1分38秒0	(1分31秒0)	
	150万円未満 100万円以上	1分39秒0	(1分32秒0)	
	100万円未満	(1分40秒0)	1分32秒0	
3 歳 馬	100万円未満 (1月～3月)	(1分42秒0)	1分34秒0	
2 歳 馬	100万円以上		(1分33秒0)	1分03秒0
	100万円未満		(1分35秒0)	1分04秒0

※1, 400mで実施すべき馬を1, 300mで実施する場合、及び1, 300mで実施すべき馬を1, 400mで実施する場合、または、900mで実施すべき馬を1, 300mで実施する場合は () 内のタイムを適用する。

(別表2)

佐賀競馬場 蹄鉄使用許可一覧

平成22年4月1日適用

- 1 尋常蹄鉄
- 2 全溝式ニューム蹄鉄
- 3 ニューム蹄鉄
- 4 平ニューム蹄鉄
- 5 ハイベスト及びクッションソール
- 6 兼用蹄鉄(タイワ製、日本競走蹄鉄製作所製、高月製、田代製は次表のとおり)
- ※兼用蹄鉄接地面の鋼片は2mmを超えて突出しないもの

タイワ製(4号例)

番号	蹄鉄の名称		蹄鉄の幅(単位:mm)			蹄鉄の厚さ(単位:mm)			重量 (単位:g)	鋼片	備考
			鉄頭部	鉄側部	鉄尾部	鉄頭部	鉄側部	鉄尾部			
1	RS	兼用蹄鉄 レギュラー(前肢)	20.0	17.5	15.0	8.5	8.5		102	有	
		兼用蹄鉄 レギュラー(後肢)	19.0	17.5	15.0	8.5	8.5		97	有	
2	RSK	兼用蹄鉄 厚尾	19.0	17.5	15.0	8.5	8.5	11.5	113	有	
3	RSC	兼用蹄鉄 クッションプレート	20.0	17.5	15.0	11.5	11.5		125	有	蹄鉄の厚さはラバーを含む
4	RSW	兼用蹄鉄 ワイド(前肢)	20.0	18.5	16.5	8.5	8.5		109	有	
		兼用蹄鉄 ワイド(後肢)	20.0	18.0	16.0	8.5	8.5		95	有	
5	RSWC	兼用蹄鉄 クッションプレートワイド	20.0	18.3	16.8	11.5	11.5		125	有	蹄鉄の厚さはラバーを含む
6	ARS	兼用蹄鉄 アメリカン(前肢)	19.5	18.0	17.0	8.5	8.5		106	有	
		兼用蹄鉄 アメリカン(後肢)	19.0	18.0	17.0	8.5	8.5		96	有	
7	ORS	兼用蹄鉄 アウターリム(前肢)	19.5	18.0	16.0	9.0	9.0		93	有	
		兼用蹄鉄 アウターリム(後肢)	19.0	18.0	16.0	9.0	9.0		84	有	
8	SRS	兼用蹄鉄 RS改良型(前肢)	20.5	18.5	16.5	8.5	8.5		110	有	
		兼用蹄鉄 RS改良型(後肢)	20.5	18.5	16.5	8.5	8.5		98	有	
9	SRSK	兼用蹄鉄 RS改良型厚尾	20.5	18.5	16.5	9.0	11.0	13.0	132	有	
10	VRS	兼用蹄鉄 全溝(前肢)	17.0	16.0	15.0	8.5	8.5		98	有	
		兼用蹄鉄 全溝(後肢)	17.0	16.0	15.0	8.5	8.5		88	有	
11	ZRS	兼用蹄鉄 全溝半鋼片(前肢)	18.5	17.5	15.0	8.0	8.0		80	有	
		兼用蹄鉄 全溝半鋼片(後肢)	18.5	17.5	15.0	8.0	8.0		78	有	
12	EU	兼用蹄鉄 全溝(前肢)	17.5	17.5	17.0	8.5	8.5		85	有	
		兼用蹄鉄 全溝(後肢)	17.5	17.5	17.0	8.5	8.5		82	有	
13	EUC	兼用蹄鉄 全溝クッションプレート	17.5	17.5	17.5	11.5	11.5		99	有	蹄鉄の厚さはラバーを含む
14	NRS	兼用蹄鉄 鋼片無(前肢)	20.0	17.5	15.0	8.5	8.5		100	無	
		兼用蹄鉄 鋼片無(後肢)	19.0	17.5	15.0	8.5	8.5		91	無	
15	NRSK	兼用蹄鉄 鋼片無厚尾	19.0	17.5	15.0	8.5	8.5	11.5	108	無	
16	NRSC	兼用蹄鉄 鋼片無クッションプレート	20.0	17.5	15.0	11.5	11.5		122	無	蹄鉄の厚さはラバーを含む
17	NRSW	兼用蹄鉄 鋼片無ワイド	20.0	18.5	16.5	8.5	8.5		102	無	
18	NRSWC	兼用蹄鉄 鋼片無クッションプレートワイド	20.0	18.5	16.5	11.5	11.5		122	無	蹄鉄の厚さはラバーを含む

日本競走蹄鉄製作所製(4号例) (旧名称 尾形製)

番号	蹄鉄の名称		蹄鉄の幅(単位:mm)			蹄鉄の厚さ(単位:mm)			重量 (単位:g)	鋼片	備考
			鉄頭部	鉄側部	鉄尾部	鉄頭部	鉄側部	鉄尾部			
1	SO	スタンダード(標準蹄鉄)前肢	19.8	18.5	16.5	8.2	8.2		102	有	
		スタンダード(標準蹄鉄)後肢	19.8	18.2	15.8	8.2	8.2		93	有	
2	ZO	全鋼片入(外縁)前肢	18.5	18.5	15.5	8.4	8.4		108	有	全鋼片・全溝式
		全鋼片入(外縁)後肢	18.5	18.5	15.5	8.4	8.4		101	有	全鋼片・全溝式
3	3ZO	全鋼片入側鉄唇付	18.5	18.5	15.5	8.4	8.4		105	有	全鋼片・全溝式・側鉄唇付
4	PZ	全鋼片蹄鉄前肢	18.3	18.5	16.4	8.6	8.6		114.5	有	全鋼片・全溝式
		全鋼片蹄鉄後肢	18.3	18.5	16.6	8.6	8.6		108.5	有	全鋼片・全溝式
5	3PZ	全鋼片蹄鉄側鉄唇付	18.2	18.2	14.8	8.6	8.6		110	有	全鋼片・全溝式・側鉄唇付
6	PHO	ファイルドウェーブ軽量蹄鉄前肢	19.5	19.0	16.4	8.3	8.3		108	有	
		ファイルドウェーブ軽量蹄鉄後肢	19.4	18.7	16.3	8.5	8.5		106	有	
7	HSO	ホップスター蹄鉄前肢	19.5	18.6	16.3	8.5	8.5		109	有	
		ホップスター蹄鉄後肢	19.6	18.0	16.3	8.5	8.5		103	有	
8	PWC	ファイルドクッション蹄鉄前肢	19.7	18.7	16.4	10.7	10.7		119	有	蹄鉄の厚さはラバーを含む
9	PSO	ファイルドスリム蹄鉄前肢	19.5	18.0	16.8	8.5	8.4		101	有	全溝式
		ファイルドスリム蹄鉄後肢	19.2	18.7	16.6	8.7	8.7		104	有	
10	PWO	ファイルドウェーブ蹄鉄前肢	19.6	18.6	16.5	8.7	8.7		115	有	
		ファイルドウェーブ蹄鉄後肢	20.0	18.0	15.4	8.7	8.7		106	有	
11	PZO	ファイルドウェーブ全鋼片蹄鉄前肢	19.5	19.0	16.4	8.3	8.3		116	有	全鋼片
		ファイルドウェーブ全鋼片蹄鉄後肢	19.4	18.7	16.3	8.5	8.5		110.5	有	全鋼片
12	PZ3	ファイルドウェーブ全鋼片蹄鉄側鉄唇付	19.5	18.8	16.3	8.5	8.5		113.5	有	全鋼片・側鉄唇付

高月製(3号例)

番号	蹄鉄の名称		蹄鉄の幅(単位:mm)			蹄鉄の厚さ(単位:mm)			重量 (単位:g)	鋼片	備考
			鉄頭部	鉄側部	鉄尾部	鉄頭部	鉄側部	鉄尾部			
1	TAS	兼用ニウム蹄鉄	18.5	17.5	15.0	8.7	8.7		97	有	

田代製(4号例)

番号	蹄鉄の名称		蹄鉄の幅(単位:mm)			蹄鉄の厚さ(単位:mm)			重量 (単位:g)	鋼片	備考
			鉄頭部	鉄側部	鉄尾部	鉄頭部	鉄側部	鉄尾部			
1	スチールヘッド(前肢)		20.5	20.5		8.5	8.5		132	有	
2	スチールヘッド(前肢除土面)		20.5	20.5		8.5	8.5		129	有	
3	スチールヘッド(後肢)前鉄唇		18.0	18.0		8.5	8.5		106	有	前鉄唇付
4	スチールヘッド(後肢)側鉄唇		18.0	18.0		8.5	8.5		107	有	側鉄唇付
5	スチールヘッド(後肢)三方鉄唇		18.0	18.0		8.5	8.5		108	有	三方鉄唇付
6	スチールヘッドエッジ(後肢)前鉄唇		19.5	19.5		8.5	8.5		106	有	前鉄唇付
7	スチールヘッドエッジ(後肢)側鉄唇		19.5	19.5		8.5	8.5		107	有	側鉄唇付
8	スチールヘッドエッジ(後肢)三方鉄唇		19.5	19.5		8.5	8.5		108	有	三方鉄唇付

使用できる蹄鉄は原則として上記のとおりとし、上記以外の蹄鉄で蹄肢保護のため特殊蹄鉄を使用する場合及び上記以外の蹄鉄で所属場で許可されているものについては、事前に主催者から当場の馬場管理委員に申請書を提出し、その許可を受けること。
(特殊蹄鉄の例：鉄橋蹄鉄・鉄板蹄鉄・エッグバー等)

(別表3)

佐賀競馬場使用許可補助具一覧

- 1 本馬場入場時まで使用できる補助具
 - (1) リップチェーン(チェーンシャンク)
 - (2) チフニビット(通称ハートはみ)

- 2 発走地点まで使用できる補助具
 - (1) 折り返し手綱(通称引き返し)
 - (2) スタンディングマルタンガール
 - (3) 二重メンコ

- 3 競走に使用できる補助具
 - (1) リングビット(ドライビングビット・環状はみ)
 - (2) アイリッシュ・マルタンガール(メガネマルタン)
 - (3) ランニング・マルタンガール
 - (4) ソリッド(ビフ)・マルタンガール
 - (5) 鼻革
 - (6) ブリンカー(遮眼革)(馬の視界が1/2まで確保できるもの)
 - (7) 鞍ずれ防止帯(胸がい)
 - (8) はみ吊り
 - (9) シャドウロール
 - (10) カップラン
 - (11) 頬あて(イタイタ)
 - (12) メッシュブリンカー
 - (13) チーク ピーシーズ
 - (14) ネックストレッチバンド

- 4 その他
 - (1) 補助具の使用により、競走等において競走能力に影響があれば制裁の対象となるので、使用にあたっては、十分に注意すること。
 - (2) 上記の補助具を使用する場合は、馬場管理委員の許可を得ること。
 - (3) 上記補助具一覧に掲載されていない補助具については出走申込日までに馬場管理委員に届け出てその許可を受けること。

(別添 2)

覆面使用要領

1. 覆面使用の許可基準

- ・ 発走委員が必要と認めた馬。
- ・ 他場において、覆面の使用実績がある馬。

2. 覆面の使用条件

- ・ 発走調教に2回以上参加し、覆面使用状態が良好であると認められた馬。
- ・ 競走では必ず先入れとし、使用する覆面は発走委員が許可した物(黒色)とする。
- ・ 覆面の装着、脱着及び引き込みは厩務員が行うこと。

3. 審査基準

- ・ 覆面の装着、脱着が容易であること。
- ・ 覆面を装着した状態での前進、後退ができること。
- ・ 覆面を装着した状態で枠入し、直ちに外すことが容易であること。

4. その他

- ・ 覆面は厩舎側で作成し、発走委員の使用許可を得ること。